

○林地流動化再造林推進事業補助金交付要綱

平成30年1月10日告示第36号

林地流動化再造林推進事業補助金交付要綱を次のように定め、平成29年度分の補助金から適用する。

林地流動化再造林推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 適切な再造林による森林資源の確保を図るため、再造林することを前提に再造林未済地を購入した場合の経費に対し、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 再造林 人工林の伐採跡地に苗木の植栽を行うことをいう。植栽のための地拵えを含む。
- (2) 再造林未済地 伐採後に植栽による再造林が行われていない林地をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人、林業事業体及び木材加工事業体であって、かつ町内に存する再造林未済地を購入した者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4 第1に規定する経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
再造林未済地の購入に要する経費	再造林を行う面積1ヘクタール当たり20,000円以内

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

- (1) 再造林を行う面積が0.1ヘクタール以上であること。
- (2) 森林経営に関する事業計画を作成し提出すること。
- (3) 再造林の植栽本数は、次の本数以上であること。

スギ 1,000本/ヘクタール

アカマツ 2,800本/ヘクタール（マツ枯れ被害抵抗性の苗木に限る。）

カラマツ 1,000本/ヘクタール

広葉樹 1,000本/ヘクタール

(4) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年間は森林以外の用途への転用又は皆伐を行わないこと。

(5) 町長が必要に応じて現地調査及び報告の実施を求めた場合、これに従うこと。

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める書類及び提出期日は、別表1のとおりとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	林地流動化再造林推進事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 登記事項証明書(全部) 4 林地の取得に要した経費が分かる書類(売買契約書等) 5 その他町長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部	登記が完了し、かつ再造林を実施する14日前まで
規則第6条の規定による書類	林地流動化再造林推進事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他町長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から14日以内
規則第13条第1項の規定による書類	林地流動化再造林推進事業補助金請求(精算)書	第5号	1部	事業が完了した日から14日以内

	1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他町長が必要と認める 書類	第2号 第3号		
--	--	------------	--	--